

第13回独立行政法人評価委員会

農林水産省大臣官房文書課

第13回農林水産省独立行政法人評価委員会議事次第

日時：平成19年8月30日(木)13:30～

場所：農林水産省飯野第4,第5,第6会議室

出席委員：井出委員、太田委員、岡田委員、小野委員、小坂委員、児玉委員、小林委員、
佐々木委員、手柴委員、夏目委員、西澤委員、早坂委員、前嶋委員、松本委員、
向井委員、森田委員、吉武委員(17名)

1 開会

2 議事

(1) 各分科会の審議の経過及び結果について(報告)

(2) 中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しについて

農畜産業振興機構の組織・業務全般の見直しについて

農業者年金基金の組織・業務全般の見直しについて

水資源機構(国土交通省主管)の組織・業務全般の見直しについて

緑資源機構の組織・業務全般の見直しについて

(3) 中期目標期間終了時の見直し法人以外の法人の組織・業務全般の見直しについて

(4) その他

3 閉会

午後1時30分 開会

松本委員長 皆さんこんにちは。

本日の会議の議長を務めさせていただきます松本でございます。よろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、ただいまから第13回農林水産省独立行政法人評価委員会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

開催に当たりまして、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第1項において、会議の定足数は過半数とされております。委員、臨時委員27名のうち17名の方々に本日は出席していただいておりますので、本日の委員会は成立要件を満たしていることをここにご報告申し上げます。

それでは、本日の議事及び配布資料の確認を事務局からお願いをいたします。

文書課長 文書課長の佐藤でございます。

本日は、非常に大変ご多用中のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まず初めに本日の議事についてご説明させていただきます。

本日は、8月末に提出いたします整理合理化案についてご議論をお願いしたいと思っております。まず、中期目標終了時の見直しの対象となっている法人についてご意見を伺いまして、その後残りの法人についてもご説明をしたいと思っております。

次に、本日配布されております資料のご確認をお願いいたします。

本日は、14の法人ということに相なっておりますので、非常に分厚い資料になっておりますが、非常に恐縮でございますが、資料の頭に配布資料一覧、そして議事次第があるかと存じますが、その後に資料1、資料2、資料3-1から3-8、資料4-1から4-22、そして資料5、それから参考資料が1から3ということでご用意させていただいております。右肩にそれぞれ資料番号を付しておりますので、配布資料一覧と見比べながらご確認いただければと思います。

また、資料の最後には、中期目標期間終了時の見直しについての農林水産大臣からの諮問文を添付しております。よろしゅうございましょうか。

また、本日は今役所ではクールビズということで、上着なりネクタイの着用は遠慮させていただきますので、室内も少しお暑いかと思いますので、適宜背広等はおとりいただいて議事

を進めていただければというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

松本委員長 資料よろしゅうございますか。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、最初の議事でございますが、各分科会の審議の経過及び結果についてでございます。

ことし3月の評価委員会以降、各分科会におきまして法人の評価基準の見直しや18事業年度の業務実績評価等についてご審議いただいているところでございます。各分科会における審議の経過及び結果につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第9条第3項の規定に基づきまして、委員会に報告いただくことになっておりますが、各分科会の審議の状況については資料2をご覧いただいて、各分科会からのご報告とさせていただきたいというふうに思っておりますが、これでよろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議事に進めさせていただきます。

まず、事務局より、中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについてのご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

文書課課長補佐 最初に、簡単に事務局の方から説明をさせていただきます。

独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しにつきましては、8月末までに案を作成することとなっておりますが、独立行政法人通則法第35条第2項におきまして、中期目標期間終了時の法人の事務・事業等の見直しの検討に当たっては、評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。資料の最後に、農林水産大臣から評価委員会あての諮問文の写しをお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。

さて、中期目標終了時の見直し対象法人に係る説明についてでございますが、最初に法人の所管課より、見直しの案についてご説明をいただき、その上で各分科会での検討状況等についてご報告をいただいた後意見交換を行うと、こういう順序で進めてまいりたいと思います。

それでは、まず生産局総務課より農畜産業振興機構の見直し案について、説明をお願いいたします。

生産局総務課長 生産局総務課長の清家でございます。どうぞよろしくお願いたします。
資料3 - 1でございます。それに基づきましてご説明申し上げます。

まず、1ページ目に農畜産業振興機構の業務につきまして概要を記しております。畜産、野菜、砂糖、でん粉、蚕糸、またこれらにかかわります情報収集提供といった分野に分かれております。

まず、畜産関係でございますけれども、畜産物の価格安定業務につきましては、価格高騰時におきまして、機構による輸入売り渡し、また低落時には調整保管等を実施しております。加工原料乳生産者補給金につきましては、バターあるいは脱脂粉乳などの乳製品の原料となる生乳につきまして、生産者に対して補給金を交付するものであります。これにより、乳製品の安定供給、北海道を中心とする地域の生乳の再生産の確保を図っております。肉用子牛補給金につきましては、肉用子牛の市場価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対して補給金を交付するものでありまして、これによって子牛の再生産の確保を図っているというものであります。畜産業振興事業につきましては、生産振興、流通の合理化、あるいは衛生環境対策ですとか、食の安全対策ですとか、生産流通消費の各般にわたる事業に補助を実施しております。

野菜関係でありますけれども、野菜につきましてはご案内のとおり、気象条件の影響を受けて作柄が変動します。また、保存性も乏しく、その結果、野菜の価格の変動に応じて、作付面積が変動しやすいという特性を有しておりますので、価格の低迷が続きますと、次の作付で面積が減少し、今度は逆に価格が高騰して消費者への安定供給に影響を及ぼすといったおそれが生じるものであります。このために、野菜の価格が著しく低落した場合に補給金を交付する制度を実施しております。その次の野菜農業振興事業につきましては、今申し上げました価格安定対策とあわせて需給調整対策を実施しております。価格の高騰時に出荷の前倒しをする、あるいは低落時には出荷の先送り、あるいは加工向けの利用に向けるとか、そういったことを行って価格低落の長期化の回避を図っているというものであります。

その次の砂糖、でん粉に関しましては、多様な用途に使用され、国民食生活上も必要な品目となっております。その原料作物のてん菜、サトウキビ、あるいはバレイショ、カンショといったものは、北海道、鹿児島県、沖縄県において生産をされておまして、地域経済を支える重要な役割を担っております。この国内生産を維持し、安定供給を確保していくために、輸入品との適切な価格調整を行って、内外格差を是正し、安価に市場に供給されるということが不可欠でありますので、具体的には輸入糖ですとか輸入トウモロコシ、これを機構が

輸入業者等から一たん買い入れまして、買い入れ価格に一定額を上乗せして、直ちに売り戻しを行うというようなことで、調整金を徴収し、これを財源として生産者や製造事業者への支援を行っておるというものであります。

蚕糸関係でございますが、生糸輸入調整業務につきましては、輸入生糸について輸入時に機構が一たん買い入れ、一定額を上乗せして売り戻しを行って、調整金として徴収するというものであります。その次の蚕糸業振興事業は、その調整金と国からの交付金を財源といたしまして、繭代補てんの交付等を行っておるものであります。

最後ですけれども、情報収集提供業務につきましては、今申し上げましたいろいろな品目にかかわります生産状況、あるいは価格等の情報を関係者に提供いたしまして、需給の判断材料として活用されているというものであります。

今まで申し上げました事務事業につきましては、重要かつ必要なものと認識しておりますけれども、今般の独法の整理合理化計画策定にかかわる基本方針に基づきまして、見直しの検討を行ったところであります。

その内容は次のページでございます。

まず1点目は、組織面の見直しでございますが、砂糖及びでん粉制度にかかわる業務の処理に当たりまして、人員を増加させることなく当該業務を効率的に実施するために、電算処理システム化を一層推進して、調整金徴収業務を機構本部に集約する。そのことによりまして、地方事務所の統廃合を行うものであります。具体的には、現在10地方事務所がございりますが、これを札幌、鹿児島、那覇の3事務所に合理化をするものであります。

それから、その次に人件費等の削減でございます。これまでの行革推進法に基づきまして、人件費総額を着実に削減したところでありますけれども、さらにこのほかに勤務地あるいは学歴の要素を加味した実態に即した引き下げ目標を設定しまして、給与構造の見直しを行ってまいりました。また、管理職への昇格も抑制をしてきたというようなことでございます。

機構の給与水準なり管理職割合につきましては、ほかと比べても高いという指摘を受けております。これを相当程度次の目標期間中においても引き下げていくこととするものであります。

それから、次は事務・事業関係の見直しであります。効率化あるいは透明性を高めるという観点から見直しに取り組むこととしております。まず1つ目は、従来畜産の助成事業につきましては、事業実施主体をあらかじめ特定しておりました。これを事業主体の選定に当たりまして公募方式を導入するというものでございます。具体的な方法等につきましては、

機構に設けられる第三者委員会で検討を進めるということにしております。

次に、野菜の需給調整業務でありますけれども、財政負担を抑制しつつ消費者への野菜の安定供給を図っていく上で、野菜価格が低落した場合に補給金を交付する価格安定業務と連携して実施するということが効果的でありますので、需給調整の実施体制の仕組みにつきまして見直しを行うものであります。

それからもう一点は、繰越欠損金に関するものでありますけれども、本年 10 月から新たな砂糖制度が発足することに伴いまして、豊作等により収支悪化の主要因となっていました国産てん菜糖への交付金につきまして、生産量全量を対象に交付するというのではなくて、交付金の対象数量に上限を設定するというものであります。

それから、最後ですけれども、自主性・自律性の確保でございます。機構では、これまで国民の信頼を回復し、役職員の倫理あるいは規範意識の啓発を図る観点から、行動憲章といったようなものを策定するとともに、研修会あるいは有識者との意見交換会を開催するなど、内部の体制整備に取り組んできたところでありますが、これらの取り組みをより適切に円滑に推進するために、また今般の示された基本方針の検討も踏まえまして、新たにコンプライアンス委員会を設置して、さらなる内部統制機能の強化を行うということにしております。

以上が、農畜産業振興機構の見直し案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、資料 3 - 2 につきましては、統一様式に沿って作成したもので説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

次に、経営局構造改善課より農業者年金基金の見直し当初案について説明をお願いいたします。

経営局構造改善課年金業務班長 経営局構造改善課の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、独立行政法人農業者年金基金の見直しの基本的考え方ということで、資料 3 - 3 に基づきましてご説明させていただきます。

1 枚目に、農業者年金基金の業務というポンチ絵がついてございますが、農業者年金基金の業務につきましては、加入者あるいは年金の受給者の方が全国各地に存在しております。このため、届け出書の受け付けですとか、あるいはそういった書類の中身の審査、こういっ

た業務の一部を各市区町村の農業委員会、それから農業協同組合に委託をして実施しております。

これらの業務に必要となります委託費は、平成 18 年度で約 23 億円となっておりますが、次のページをめくっていただきまして、今回の見直しの基本的考え方ということで、大きな柱の 1 つ目、業務の見直しの中の委託業務の効率的、効果的实施ということをやっていきいたいというのが第 1 点目でございます。

右側に 3 点書いてございますが、1 点目の特別相談活動事業の廃止というふうに書いてございます。特別相談活動事業と申しますのは、一言で申し上げますと、都道府県段階の受託機関、都道府県農業会議あるいは都道府県農業協同組合中央会などに相談員という方を設置しております、受給権者の方々を初めとするいろいろな農業者年金に関する相談に対応する事業でございます。これは、基金の委託事業の一つとなっております、この特別相談活動事業は農業委員会あるいは農業協同組合の指導等を行う委託事業とはまた別の委託契約を結んでおりまして、今回委託業務の合理化を図る観点からこれを廃止することを考えております。

しかしながら、今後も受給者の方々からの相談に適切に対応していく必要がありますので、廃止後は既存の委託費をより効率的に利用することによって対応できるように工夫していきたいと考えております。これが第 1 点でございます。

それから、第 2 点目は定額割の見直しというふうに書いてございますが、これは各業務受託機関に配分する額というのが、申請書の受け付けですとか、各業務の種類ごとに単価を設定した上で配分をしています。この中で、業務受託機関が加入者あるいは受給者の方々からの問い合わせ等の対応業務などを円滑に実施する上で最低限必要になる経費としまして一律に配分されますいわゆる定額割的な部分がございます。今回、この定額割的な部分につきまして、受給権者数あるいは被保険者数など業務実績に応じて配分するような基準にシフトすることで、より受託機関ごとの業務量を反映したような配分にする見直しを行うことを考えています。

それから、3 点目は加入推進にインセンティブを与える委託費の配分ということでございます。

現在、平成 21 年度までに加入者 10 万人を目指して加入推進に取り組んでいるところですが、委託費の中で業務受託機関が実施いたします加入推進活動については、必要な経費をいくつかの基準に基づいて配分しています。今回、この業務受託機関ごとの加入推進活動の実績が、より直接反映されるような形に基準を見直すことを考えています。基準の見直しにつきましては、今後具体的な内容を詰めてまいりたいと考えております。

それから、もう一つ大きな柱の組織の見直しということでございますが、まずは地方連絡事務所の廃止と書いてございます。これは、現在札幌市、それから熊本市の2カ所に連絡事務所というものを設置しております、それぞれ3名の体制で業務受託機関との連絡や事務指導、研修、それから各種届け出書の受理ですとか審査、こういった事務を実施しております。この連絡事務所については、北海道と九州は新制度の加入者、旧制度の受給権者、窓口業務を行う市町村段階の受託機関も多いという大きな農業地域でございます。

また、東京の基金本部と地理的にも時間的にも距離があるということで、昭和48年に設置されたものです。これまで、連絡事務所は事業の効率的で円滑な実施に大きな役割を果たしてまいりましたが、今回、業務運営の効率化の観点から、これを段階的に廃止していくことを考えています。廃止後も地域におけます円滑な事業の実施、それから加入推進活動に支障を及ぼさないように対応していきたいと考えています。人件費の計画的削減につきましては、これまでも中期目標を上回る経費節減を行ってまいりましたが、現中期目標期間終了後も、引き続き計画的削減に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、次に農村振興局総務課より水資源機構の見直し当初案について、説明をお願いいたします。

農村振興局総務課設計技術指導官 農村振興局総務課からご説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては3 - 5でございます。

まず、独立行政法人水資源機構の見直しの基本的考え方でございますが、1ページの上段の業務内容の枠で説明させていただきたいと思っております。

水資源機構につきましては、広域的な用水対策が必要な水資源開発水系として指定されており、利根川、荒川等7水系におきまして、水道用水、工業用水、農業用水の安定的な供給の確保を目的といたしまして、国が決定しました水資源開発基本計画に基づくダムや用水路等の新設、改築、また完成しました施設の管理を実施してございます。

平成13年に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画におきまして、水需要の伸び悩み等を踏まえまして、新規開発を行わないということとされましたことから、平成15年に水資源開発公団から現在の水資源機構に移る際に着手済みのものを除きまして、水の供給を増大させる施設は行わないということになってございます。国土交通省が水資源機構を主管

してありまして、厚生労働省、農林水産省、経済産業省を加えました4省が主務省となっております。今回の見直しにつきましては、4省で検討調整し、同じ内容のものにつきまして、4省それぞれの独立行政法人評価委員会におきまして意見を伺っているところでございます。

次に、これまでの効率化に向けた取り組みとしましては、1ページの下段の枠でございますが、5項目、業務の重点化・効率化について記載させていただいております。具体的に申し上げますと、まず1の特定事業先行調整費制度の創設でございますが、こちらは国交省所管でございますが、徳山ダム建設事業に適用されたものでございます。多額の年度事業費を要する時期に、機構の自己資金で立てかえまして、国の予算を補って事業を計画どおり推進するという制度を活用してございます。

それから、3にございます水路二連化でございますが、こちらは農水省所管の用水路の整備で使っておるものでございまして、一方に水を流しながら、もう一方で補修改築ができるというシステムを確立してございます。

次にまいりまして、2ページ目でございますが、業務運営の効率化としまして、全般的な取り組みをしてございます。こちらにつきまして4点ございまして、1番目の組織でございますが、特に にございます総合技術推進室というのを設けまして、各現場事務所に配置しておりました技術職員の一部を本社に集約いたしまして、より少ない人数で各現場の技術的課題に機動的に対処し、効率的に課題を解決するものでございます。これにつきましては、水資源機構の技術力の維持向上、また人材の育成が図れればと考えてございます。

それから、2点目の事務的経費でございますが、給与水準の適正化、定員の削減、事務的経費の節減が図られておりまして、着実な実施が図られていると思っております。

3点目でございますが、総合的なコストの縮減につきましても、計画、設計の見直し、新技術の活用などによりまして、中期計画を上回る達成状況となっております。

4点目の工事等の入札契約でございますが、一般競争入札の対象範囲の拡大等を図ってございます。

次に、3ページ目でございますが、先ほど申し上げました今までの取り組み、また業務実績への評価委員の意見等も踏まえまして、より一層効果的、効率的かつ適切な業務遂行を図るため、今後の見直しに向けた考え方を整理させていただきます。

1番目の業務の重点化・効率化でございますが、これにつきまして5点挙げさせていただきます。

水資源機構としましては、今後新規の水資源の開発を行わないということになってござい

まして、建設事業の着実な推進を図る一方で、ますます施設の効率的、効果的な管理が重要になってございます。それを踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

5項目の中で特にそのために第2項目でございますが、適切な管理業務等の実施におきまして、予防保全の観点の強化によりますライフサイクルコストの縮減と確実な施設機能の維持、既存施設の効用のより一層の発揮、危機管理対策の強化。水質保全対策・環境保全の推進、限りある水資源の一層の効率的な利用という5点を中心に効率的な管理を図っていきたいと考えてございます。

4ページ目に参りまして、2点目の業務運営の効率化でございます。

こちらについては4点掲示をさせていただいておりますが、1の効率的な業務体制とコスト縮減においては、総人件費のさらなる削減、一層のコスト縮減への取り組み。2にございます効率的な管理業務運営におきましては、委託の一層の活用、監視システムの導入拡大。3点目でございます透明性の確保及び内部統制の充実・強化としまして、利水者サービスの向上、一般競争入札の範囲のさらなる拡大。また、4点目に保有資産の見直しということで、宿舎等の有効活用、処分の実施を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、5ページ目でございますが、組織のあり方の見直しに対する考え方としましては、本支社のスリム化、近隣事務所の統合、また先ほどありました総合技術推進室と現場事務所との一体による効率的、効果的な業務運営をさらに進めてまいりたいと思っております。

以上、水資源機構の見直しについての説明でございます。よろしく申し上げます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、次に林野庁整備課より緑資源機構の見直し当初案について、説明をお願いいたします。

林野庁整備課長 林野庁整備課長の古久保でございます。

緑資源機構の見直しの基本的考え方につきましてご説明をさせていただきます。資料3-7でございます。

1枚目は、緑資源機構の業務でございますが、5つの柱がございまして、緑資源幹線林道事業につきましては、全国7圏域で、森林整備の林道網の骨格となる幹線林道を整備をいたしております。それから、水源林造成事業は、森林所有者自らによる造成が困難な奥地の水源地域における水源林の積極的な造成を行っております。特定中山間保全整備事業は、中山間地域において水源林造成と一体として農用地の保全・整備をおこなっております。それから、農用地総合整備事業は、農用地及び土地改良施設等の整備を実施しております。以上4

事業を、公共事業として実施しており、あと海外農業開発事業、海外における持続可能な農業農村開発に関する調査等を行っております。

これに対する見直しの考え方でございますが、ご承知のとおり緑資源機構におきましては、昨年から談合問題が発生したわけでございます。事件発生以来、農林水産省といたしまして再発防止のための第三者委員会も設置いたしまして外部有識者のご意見も伺いながら、先日その中間取りまとめとして、農林水産省としてどのようなことに取り組んでいくか、またそれに対する委員のコメントというような形で取りまとめを行っております。そういった取りまとめた内容に沿って、この見直しの基本的考え方というのを示してございます。2ページ目でございます。

緑資源機構につきましては、組織そのものでありますけれども、平成19年度限りで廃止をいたすということでございます。林道事業にかかわりまして、発注者である機構自らが深くかかわった、長年にわたる官製談合ということでございまして、国民の信頼を甚だしく損なったわけでございますので、このような組織を引き続き、重要な政策をになう機関として位置づけて存続させ、再生の機会を与えることは、国民の信頼を更に損なうものであると判断されるところです。このため、本年度限りで廃止することとしたところでございます。そして、それぞれの事業につきましては、個別にその必要性を検討して、必要な措置を講ずることとしております。

緑資源幹線林道事業でございますが、これはまさに極めて悪質とされる官製談合の舞台となった事業でございまして、この事業を継続するということは国民の信頼をさらに損なうというようなこともあり、機構の廃止に合わせて独立行政法人が行う事業としては廃止をいたすということでございます。他方で、この事業、本来の政策目的があるわけございまして、談合とは何らかかわりのない受益者の本事業への期待に配慮するために、またこれまでの投資がむだにならないということのためにも、必要な区間については、新しい仕組みに切りかえて事業を実施する途を残すということで、本事業について実施主体を地方公共団体に移管した上で、区間ごとに必要性を検証しながら、補助事業として実施をするということにしていきたいと思います。

これまで行いました事業の負担金の整理などの債権債務等の業務については経過措置法人、これは独立行政法人森林総合研究所を予定しておりますが、それに承継をさせてまいりたいということでございます。

次に、水源林造成事業でございますが、国民生活に関連の深い奥地水源地域の民有林の保

安林で、森林所有者に対して経費の一部を補助するだけでは済まないような水源林の造成を分収造林契約ということで進めております。これはまた、地球温暖化防止のための森林整備水準の確保という観点からも重要な政策手段でございます。したがって、この事業につきましては、事業の透明性、効率性の確保というものを一層徹底しながら、国有林野事業の一部を移管する独立行政法人、これが設立予定されておりますのでそこに引き継ぐ、平成 22 年度からということになるかと思っております。それまでの間は、経過措置法人として森林総合研究所で実施をしまいるということでございます。

それから、特定中山間保全整備事業、これは森林及び農地を一体的に整備することによって、農林業の持続的な生産活動を促進して、公益的機能の維持発揮を図るものということでございますが、機構の廃止によりまして農林一体の整備を担う組織がなくなるということでございますので、現在実施中の 3 区域の完了をもって事業を廃止いたします。それまでの間、3 区域については、これまで地域の要請に基づいて、各種同意の取りつけ、その他手続も踏んでおりますし、残期間も限られておりますので、必要な見直しを行った上で事業廃止までの間、終了まで経過措置法人として森林総合研究所、これはこれら一体として行わせる方がよかろうということでございますが、森林総合研究所に継承して実施するというところでございます。

農用地総合整備事業につきましても、現在実施の 6 区域、区域の完了をもって事業廃止ということでございまして、廃止までの間、森林総合研究所を予定しております経過措置法人で実施をするということでございます。

それから、海外農業開発事業につきましては、国内業務で培った技術、知見を活用して、砂漠化防止などの地球環境問題、紛争や自然災害に対する復興支援、こういったものに貢献するために、開発途上国の持続的な農業農村開発に資する技術、手法の開発調査などを行っておりますが、こういった課題は国際社会の大きな課題でございまして、我が国として積極的にこれからも対応していかなければいけないということでございまして、事業の効率的、効果的な実施というものを徹底しながら、国際農林水産業研究センターへ事業を承継すると、こういうことを予定して承継させることとしております。

以上、見直しの内容の概要でございますけれども、組織の廃止を伴う大幅な見直し案となっております。事業につきましては、今後スムーズに承継なり、あるいは廃止なりができるように関係機関、関係有識者の会議ですとか政・独委、移行先の法人等々関係方面にご理解が得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、次に各分科会より分科会における見直しに係る議論について、報告をお願いしたいと思います。

まずは、私の方から農業分科会について報告をいたします。

農業分科会では、今週月曜日の8月27日に開催されました第25回農業分科会において、このたびの対象法人になっております農畜産業振興機構、農業者年金基金及び水資源機構の3法人の見直し案について審議が行われ、以下述べますような意見がございました。

まず、農業者年金基金についてでございますが、組織運営の合理化の部分に関して、地方の出先機関である連絡事務所が果たしてきた役割というのは大変大きなものがあると思うが、地方連絡所、北海道とか九州、これを廃止した場合に今後の加入推進などに影響が出るのではないかと、こういう意見が出ました。これについて、質疑応答を行ったというところでございます。

次に、水資源機構についてでございますが、地球温暖化が非常に大きな問題になっている中、今後水資源機構の業務は非常に重要視されるであろうと。そういう中で、業務縮小あるいは管理の効率化を目指す見直し案になっていくが、本当にこれで将来展望はどうなっているのかと、こういう意見がございました。

以上、水資源機構について同様の意見交換を行ったというところでございます。

なお、農畜産業振興機構につきましては、特段の意見はございませんでした。

以上が、農業分科会の報告でございます。

続きまして、林野分科会からお願いをいたします。

林野分科会長（太田委員） それでは、林野分科会では、8月23日に開催されました第30回林野分科会におきまして、緑資源機構の見直し当初案について説明を受けました。林野分科会としては、慎重に審議をいたしまして、提出された当初案については、特に意見なしという取りまとめを最終的には行いました。

また、委員から出された意見としましては、水源林造成事業は将来的に国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に引き継ぐこととなるということですが、国有林野事業の一部独立行政法人化については、国有であることの今日的意義も含めて慎重に検討を進めていただきたい、こういう意見がございました。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換の時間に入りたいと思います。

ただいまご説明がありました件につきまして、ご意見、ご質問を求めます。どうぞ。いかがですか。忌憚のないご意見をちょうだいしたいと思います。ございませんか。

それでは、意見がございませんようですので、中期目標期間終了時の事務・事業全般の見直しについては、当委員会といたしましては、異存なしという意見にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、当委員会といたしましては、そのように決定することといたします。

次の議事に進みます。

中期目標期間終了時の見直し法人以外の法人の組織・業務全般の見直しについてでございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

文書課長 それでは、事務局の方から中期目標期間終了時の見直し法人以外のものについてご説明したいと思います。

まず、恐縮でございますが、参考資料2 - 1という2枚紙がございますので、これをご覧いただきたいと思います。

独立行政法人の整理合理化計画の策定に係る基本方針ということで、ことしの8月10日に閣議決定されました整理合理化計画をつくるに当たっての基本方針でございます。この観点から見直しを行っていくということで、今後いろいろな議論の一番のもととなるものでございます。これにつきましては、6月あたりの経済財政諮問会議等におきまして、独立行政法人についてのあり方がいろいろと云々されまして、もう一回ゼロベースで見直そうということに相なりまして閣議決定した次第でございます。

先ほども、3つか4つの全般の法人の見直しの際にも切り口が出ておって、先に説明すればよかったわけでございますが、改めてここで申し上げますのは、まず横断的視点の(1)で独立行政法人の徹底的な縮減、事務・事業及び組織の見直しという観点でございます。からでございますが、要はゼロベースで見直しをして、その事務あるいは事業について、なかった場合にどのような障害が生じるかということで、真に不可欠なもの以外は原則廃止するというような切り口での見直しでございます。

そして、事務・事業を廃止すると問題が生じるため、事務・事業を存続するというように

した場合、 にございますように、民営化なり官民競争入札、市場化テスト、こうしたものの積極的な導入、あるいは地方公共団体や他の独立行政法人への移管、こういったものを検討すべしといったものでございます。

は、そうした上記を踏まえました組織、今言ったようなことを踏まえまして、組織の見直しということで、統廃合、民営化等、こういったものを考えていくということでございます。

それと(2)番は、存続するものとしても、やはりその効率化ということで、運営の徹底した効率化ということで、 から にございますようなことを新しく追加してやっていくというような切り口でございます。

特に、ここで申し上げたいのは、 でございます。随意契約の見直しということで、これにつきましては独立行政法人が随意契約をしている例が多々ございます。これにつきましては、国会でも非常に問題になりまして、随意契約の透明性について非常に問題があるといったような意見も出ております。この場合、随意契約につきましては、少なくとも国の基準額と同水準ということで、国ですと工事又は製造であれば250万円以下の場合に初めて随意契約になるわけでございますが、その250万円を超えて、さらにもう少し高額な金額でも随意契約をしておる例がございますので、少なくとも国の基準と合わせるといったものが今回の でございます。これにつきましては、後でご説明しますが、農水省所管 14 法人につきましては、すべて国の基準額と同水準にするということで、当方の整理合理化案は策定したいというふうに考えているところでございます。

それと、(3)は独立行政法人の自律化ということで、 から に書いてございます。 にございますような法令遵守、コンプライアンス体制の整備でありますとか、 にございますが、できるだけ利用者負担を適正化したらどうかといったような、そうした国以外からの財源の確保といったようなことが、これが横断的視点として挙げられているところでございます。

大きい2番以降が、それぞれ 101 の法人があるわけでございますが、これは公共事業執行型、あるいは次のページになりますが、助成事業執行型というような事業なり、そういった事務の類型によりまして分けまして、その観点からいろいろと見直しを図っていくというものでございます。詳細につきましては、今後ご説明申し上げますが、1からの、ゼロベースからの見直しということで、我々農林水産省といたしまして、14 の法人につきましては、それぞれ必要性については当然あるものというふうに考えておりまして、こうしたものをなくした場合には農林水産関係者あるいは国民生活に相当な影響が出るというふうに考えている

ところでございます。

したがいまして、そういう農林水産業の振興あるいは国民生活への影響、こういったものを考慮しながら、効率化のための見直しを図っていくということでまとめているところでございます。

具体的には、恐縮でございますが、資料4 - 1をお開けいただきたいと思えます。これから、資料4 - 1から資料4 - 21までになりますが、資料4 - 1、4 - 3、4 - 5、4 - 7、9、11、13という奇数番号のところにつきまして、ポイントでご説明したいというふうに思っております。

まず、資料4 - 1の農林水産消費安全技術センターでございます。これにつきまして、1ページに今やっている内容のことが書いております。いろいろな検査をやっておるところでございますが、これにつきましては非常に国民生活に直結したものでございますので、見直すべき点は見直しいたしますが、そういった点について十分配慮する必要があるというふうに考えております。

具体的には、資料4 - 1の2ページでございますが、当該法人は統合したばかりのところでございますが、組織面の見直しということで札幌センター小樽事務所、これは平成22年度末までに廃止するといったようなことで、一般管理部門の合理化あるいは業務の重点化による効率的な業務の運営を図っていこうと思っております。

それと、2番で事務・事業の見直しでございますが、実は生糸につきましてこのセンターで格付業務を、これをたしか神戸で実施しておりますが、これにつきましては平成21年2月末までやるということで、それ以降はやめるといったようなことで、廃止というものを打ち出していきたいというふうに思っております。そうした場合には、右側でございますが、現在いろいろと問題になっております食品表示の監視業務等の検査業務への重点化、こういったものを図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

あと、3番でございますが、運営の効率化ということで、専門技術的知見の必要性が低い一部業務についてアウトソーシングするといったようなことで、いろいろな集計作業、こうしたものについてのアウトソーシング、こういったものを考えていきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料4 - 3でございます。種苗管理センターでございます。品種登録のための栽培試験でありますとか、種苗の検査を行っているところでございます。これも、知的財産の保護という観点から、非常に大事だというふうに考えております。これにつきましては

2ページをご覧いただきたいと思います。

これもそうした点を踏まえまして重点化を図るということで、まず最初、一番上にございますが、災害対策用に種苗業者が野菜なり園芸種子を保管する事業をやっており、災害用の種苗、種子を購入するというような事業でございますが、こうしたものについて実績がございません。そのために、品質検査をやっておりますが、これについては余り影響がないだろうということで、この品質検査業務を廃止するといった点が第1点でございます。

2番目が、その下でございますが、金谷あるいは知覧農場、これについて廃止するというところで、これは中期計画に既に盛り込まれておるものでございますが、これを前倒しするというようなものでございます。

あと、3番でございますが、八岳農場で借りておりました農地を返還するといったようなことでの運営の効率化といったものを考えていきたいというふうに考えたところでございます。

次は、資料4 - 5でございます。家畜改良センターでございます。これは名前のとおりで、牛、豚の家畜の改良等を行っているところでございますが、これも非常に重大な畜産への効果があるものというふうに考えております。あるいは、4番の方に書いてございますが、牛のトレーサビリティ、こういった新しい業務も加わっておりまして、非常に大事な役割があるというふうに考えております。

さはさりながら、そういう中で、次の2ページをご覧いただきたいんですが、見直しというものを我々も真剣に検討しておるところでございますが、一つは家畜改良の対象にミツバチというものが加わっておりますが、ミツバチ業務についてはその必要性等についてはかなり薄れたということで、ミツバチに係る品種改良等の業務を廃止するというのが第1点でございます。

続きまして、下でございますが、実験用ウサギでございます。これについての種畜供給業務、これは中期計画で既に廃止するということを出しておりますが、これも前倒しするというようなことで考えているところでございます。

あと、対応内容ということで、先ほど申し上げましたように随意契約につきまして、このセンターがまだ国の基準に準じておりませんものでしたから、これについて国の同じような基準にしていくといったようなことが家畜改良センターの見直しの方向でございます。

続きまして、資料4 - 7でございます。農林漁業信用基金でございます。これにつきましては、昨年当委員会でもお世話になりましていろいろご審議いただいたものでございます。

昨年行われました信用基金につきましては、昨年打ち出しました整理合理化案につきまして、着実な見直しが見られているかどうかということフォローするといったような見直し方針になっているところでございます。

したがいまして、2ページにございますように、基金の見直し方向につきましては事務・事業の縮小、収支の改善、モラルハザードの防止といったような見直し案が出されておりますので、これに沿った形で黄色い枠に囲ってありますように、具体的なものを講じていくということでございます。一番上にございます黄色い四角にございますように、20年度から林業の寄託業務関係で施業転換資金部分を廃止するというようなことで、基金の業務の縮小を図っていくというようなこと。あるいは、保証料率や保険金率の引上げといったようなことで、保険収支の改善を図るということでございます。これは、昨年に打ち出されたものについて、具体的に当てはめて改革案をまとめたものでございます。

続きまして、資料4-9でございます。今度は、試験研究機関ということで、農業・食品産業技術総合研究機構の見直しでございます。このところにつきましては、字のごとくの試験研究を総合的に行っているところでございます。

これにつきまして2ページをお開けいただきたいんですが、見直しの基本的考え方ということで、これから研究機関は一律大体同じような考え方になりますが、一つは事務・事業の見直しということで、これは研究課題の重点化というふうに考えております。一番上の四角にございますように、来年度でございますが、公設の試験場あるいは民間企業での研究動向、こうしたものを踏まえまして、研究課題を重点化していくといったようなことの点検作業を来年度に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、民間との連携強化というのは、これはいつも申し上げているところでございます。あと、この研究機構で新しく考えておりますのは、2番にございますが、民間委託の推進ということで、広報誌の編集、こういったものについては外部委託等をできるだけ国民にわかりやすく説明し、かつ効率的に実施していくことができるのではなかろうかということで、広報誌の編集等についての外部委託を考えていきたいというふうに思っております。あと、随意契約の見直し等については、先ほど申し上げたとおりでございます。

それと、一番下にございますが、当研究機構におきましては、試験研究成果につきまして、知的財産権を取得しておりますので、この実施料率を見直しして、自己収入の増大を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、資料4-11の農業生物資源研究所でございます。簡単に申し上げますと、

ここはジーンバンクということで、ゲノム研究、こういったものを中心とするものでございます。これにつきましても事務・事業の見直しということで、2ページにございますが、研究課題の重点化ということで、来年度中間的な点検を実施していくということ。それと、組織の見直しということで、蚕関係、蚕糸関係を松本、岡谷でやっておりますが、これを廃止しまして本所で実施するといったようなことを内容とするものでございます。

あと、民間委託なり随契、自己収入につきまして、農研機構と同じような考え方で対応したいというふうに考えているところでございます。

それと、4 - 13 が農業環境技術研究所でございます。これについて、現在カドミで汚染された土壌の化学洗浄法の開発といったような環境面での技術開発を行っているところでございます。

これにつきましても2ページにございますように、研究課題の重点化等、同じような観点から対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それと、4 - 15 でございます国際農林水産業研究センターでございます。これにつきましては、字のとおりでございますが、途上国での農林水産業の技術の研究といったようなことで、いろいろな成果が上がっているものでございます。これについて、見直しの考え方ということで、同じように中間点検を来年、20年度に行っていくということと、あと先ほど林野庁の方からも説明がございましたが、3つ目の四角でございますが、緑資源機構の海外農業開発関連業務、これについては非常に類似性といいますか親和性があるというようなことから、ここで引き継いだらどうかというふうに考えているところでございます。

あと、運営の徹底した効率化ということで、海外での現地業務につきまして、合理化をして経費削減ということで、一定期間の借り上げや何かを短くするといったようなことでの対応を考えているところでございます。

それと、4 - 17 でございます。森林総合研究所でございます。これも、字のとおりのところでございますが、この見直しも試験研究機関全般に言える話でございますが、2ページでございますが、1つは先ほどもありましたが、緑資源機構の水源林造成事業あるいは残事業の部分についてこれを引き継ぐという対応が一つでございます。それと、増殖保存林といったようなことで、林木の育種の関係で増殖のための保存林といったものに要員を配置しておりますが、これについて見直しをして合理化を図っていく。それと、試験林ということで、試験研究のために90近くの試験林が今ございますが、このうち3割を目標期間内に廃止していくというようなことでの重点化を図ろうかというふうに考えているところでございます。

それと、ここの機関での見直しとしては、下から2つ目でございますが、試験・研究等の成果・普及に関する対価徴収ということで、出版物につきまして適正な対価を徴収するといったようなことを見直し案として掲げたいというふうに思っているところでございます。

続きまして水産関係、4 - 19 でございます。水産大学校でございます。これは、水産の大学でございまして、2ページにございますが、専攻科の規模縮小ということで、今70人でございますが、50人というようなことで、今後の入学者数、そういったものを十分踏まえてまして合理化を図っていく。

あるいは、学科につきましても統合していったり、講座や何かについても合理化を図っていくというものでございます。

それと、最後でございますが、水産総合研究センターでございます。これは、字のとおりの研究機関でございますが、これにつきましては2ページにございますが、調査船を10隻現在ございますが、1隻縮減しまして、効率化を図っていくというふうに考えております。

あとは、諸契約の見直しによりまして経費の削減を図る、あるいは研究のための管理業務、廃棄物の処理、こういったものにつきましてアウトソーシングを図るというようなことで、この合理化計画を作成したいというふうに考えております。

以上、長々申し上げましたが、農林水産業の影響、国民生活への影響といったものを十分に配慮いたしまして、こうした案を策定いたしまして、今後9月以降いろいろなところでの議論、有識者会議、あるいは規制改革会議、こうしたものでの議論が始まりますが、そうした中にこうした方針で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から各法人の見直しの基本的な考え方を中心にご説明を受けたわけでございます。

それでは、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞ。

小林委員どうぞ。

小林委員 この評価委員会というのは、中期目標の変更、中期計画の変更あるいは中期目標期間の終了時の見直しについては意見を言うことはできるんですが、期間の途中での業務の見直しに対しては本来意見を言うべき立場にありません。ですから、この中でどれが中期目標あるいは中期計画の変更にあたるものかどうかということの説明が必要なのではないのでしょうか。

文書課課長補佐 事務局の方からお答え申し上げますが、今後秋以降議論が続くわけですが、そこで決定したものにつきまして、中期目標あるいは中期計画の変更に伴うものにつきましては、改めて、年明けになると思いますが、中期目標・計画の変更ということでお諮りをしたいと考えておりますので、またそのときによろしくお願ひしたいと思っております。

小林委員 それがわからない限り我々は意見を言う立場にはないので、意見は差し控えたということになります。

松本委員長 そのほかどうぞ。ございませんか。いかがでしょうか。

それでは、ほかに特段のご質問がないようですので、各法人の整理合理化案の説明につきましては、現在の段階でご理解を賜ったものとさせていただきたい、こういうふうに思います。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は終了いたしましたけれども、そのほか全体を通じて何かございませんでしょうか。ございませんか。

ほかにご意見、ご質問がないようですので、最後に私の方から一言申し上げたいことがございます。

今回、農林水産省独立行政法人評価委員会所管の緑資源機構について、緑資源幹線林道の測量・建設コンサルタント業務に関し、公共事業の入札に絡む官製談合があり、刑事事件に発展する事態となったことは、極めて遺憾に思うわけでございます。先ほど議論をいただいたとおり、緑資源機構の見直しに当たっては、組織を廃止することについて当委員会としても政策的判断としてやむを得ないものと思いたいと思います。

なお、個々の事業につきましては、その必要性にかんがみ、事業の円滑な継承に努めていただくとともに、特に雇用の問題につきましても、十分留意していただきたいと思います。したがって、農林水産省におかれましても、整理合理化案提出後も適切な対応を行っていただきたいと思いますというふうに思います。

また、18年度の緑資源機構の業務実績評価につきましては、林野分科会において厳しく評価いただいているところでございまして、引き続き農林水産省所管の全独立行政法人についても、随意契約の見直しに関する事後評価など、7月に政・独委から出された業務実績評価に関する当面の取り組み方針に沿って、当委員会としても厳正なチェックを行っていきたいと考えております。

以上が、私が一言述べさせていただきたい内容でございます。

最後に、事務局より連絡事項がございますので、よろしくお願いいたします。

文書課課長補佐 事務局の方から、先般議決権に係る意見照会をさせていただきましたが、参考資料3をお配りしておりますように、原案どおり今月 21 日付で決定させていただきました。ご協力ありがとうございました。

最後に、本日の議事につきましては、議事規則に従い議事録にて公開とさせていただきます。議事録ができ上がり次第、各委員の皆様方に内容を確認していただいた上で、農林水産省のホームページにおいて公開することといたします。

また、資料の公開につきましても同様となりますが、整理合理化案につきましては、8月末の提出までは非公開とさせていただきたいと思っております。

また、見直しに係る今後のスケジュールでございますが、今月末に行政改革推進本部に全法人の整理合理化案を提出することとなっております。その後、総務省の政・独委、有識者会議等のヒアリングが行われまして、12月に行革推進本部の議を経て見直し内容を決定するという流れとなっております。事務局といたしましては、12月の見直し内容が決定するまでの間、委員の皆様には見直しの検討状況等随時情報提供を行うとともに、最終的な見直し案の作成に当たっては、再度皆様の意見を聴取したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の資料につきましては、卓上にそのまま置いていただければ、事務局の方で後ほど送付するよう手配させていただきます。

松本委員長 それでは、以上をもちまして本日の評価委員会を閉会させていただきます。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして、熱心なご審議をいただき、まことにありがとうございました。

午後2時43分 閉会